

令和5年度 「熊本市市民後見人養成講座（成年後見制度）」
受講希望者説明会実施要領

熊本市では、市民後見人養成講座を開催し、認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない方が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活ができるように、権利と財産を保護する「成年後見制度」の担い手として、地域住民の視点で支援を行う「市民後見人」を養成しています。

本講座の開催にあたり、目的や市民後見人の役割、本講座開催に関することや受講後の活動などについてご理解いただくため、事前説明会を開催いたします。

1 主催

熊本市（社会福祉法人 熊本市社会福祉協議会へ事業委託）

2 対象者

本制度の理解を深め、市民の成年後見人として活動を希望する方で、以下のすべての要件を満たす方

- ①年齢 20 歳以上の方
- ②熊本市在住の方
- ③原則として全 10 回（予定）のカリキュラムすべてを受講できる方
- ④受講修了後、市民後見人に必要な実務経験を得るために、熊本市社会福祉協議会の日常生活自立支援事業（※1）と法人後見事業（※2）の協力員等として活動できる方

【注意事項】

- ・上記の要件に加えて、現在、家族の成年後見人等として活動されている方も受講対象とします。
- ・一般市民の方を対象とした研修のため、成年後見人等を受任する体制整備のある団体（弁護士・司法書士・行政書士・社会保険労務士・税理士・社会福祉士・精神保健福祉士・法人・任意団体など）に所属されている方は受講いただけません。

（※1）日常生活自立支援事業とは

判断能力が不十分な人の権利を守るため、熊本市社会福祉協議会が本人との契約に基づき、福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理サービスを行う事業です。

（※2）法人後見事業とは

熊本市社会福祉協議会が受任する成年被後見人等に対して、定期的に訪問し相談に応じ、財産管理を支援する業務のことです。

3 開催日時

令和5年6月15日（木） 10:00～11:30（予定）

4 会場

熊本市健康センター新町分室 2階多目的室
（熊本市中央区新町2丁目4-27）

5 定員

30名（※先着順）

6 参加費

無料（※ただし会場までの交通費や駐車料金などは参加者負担）

7 申込方法

5月8日（月）から熊本市社会福祉協議会へ電話、ファクスまたはホームページで申込できます。

希望する方のお名前・ご住所・日中連絡の取れるご連絡先をお知らせいただきます。

申込フォーム <https://forms.gle/yjy51Lmh4UeJHMmq8>

申込期限 5月8日（月）～~~5月31日（水）~~まで

ただし、定員に達した時点で募集を締め切ります。

※6月9日（金）まで受付期間を延長しております。

8 当日次第

時間	内容	講師等
9:45～10:00	受付	
10:00～10:05	開会・挨拶	熊本市障がい福祉課
10:05～10:50	【行政説明】 「成年後見制度の概要と熊本市が期待する 市民後見人像について」	熊本市障がい福祉課
10:50～10:55	休憩	

10:55~11:15	【事前説明会・実践報告】 「熊本市市民後見人養成講座について」	熊本市社会福祉協議会
11:15~11:25	質疑応答	
11:25~11:30	閉会・挨拶	熊本市社会福祉協議会

9 その他

説明会会場の駐車場はご利用できません。お車でお越しの場合、近隣の有料駐車場をご利用ください。

【問い合わせ先】

社会福祉法人 熊本市社会福祉協議会 総合相談センター 権利擁護班

電話 096-247-7720

ファクス 096-327-5366

メールアドレス kumamoto.shakyo.shiminkouken@gmail.com